

大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校外部資金受入に係る間接経費の取扱いを定める要綱

(趣旨)

- 1 本要綱は、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校が受け入れる外部資金に係る間接経費の取扱いを定めるものである。

(定義)

- 2 外部資金とは次のものをいう。
 - 一 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校共同研究規程第2条第5号に規定する共同研究
 - 二 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校受託研究規程第2条第3号に規定する受託研究
 - 三 国の省庁等が募集する補助金
 - 四 財団法人等が募集する研究助成金
 - 五 その他第一号から第四号に準ずる外部資金

(徴収率等)

- 3 外部資金受入に伴う間接経費の徴収率は直接研究に要する経費（共同研究の研究料を含み、以下「直接経費」という。）の15%に相当する額とする。ただし、外部資金の支出元に間接経費にかかる定めがある場合は当該規程等を優先することができる。

(端数処理)

- 4 前項により計算した結果、間接経費に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることができるものとし、その場合の端数は直接経費に充てることができるものとする。

(間接経費の使用)

- 5 間接経費は外部資金に係る管理的経費（光熱水費、人件費等）及び産学官連携活動に要する経費等に使用し、予算において定めることとする。

(準用)

- 6 受託研究等において、間接経費としてではなく一般管理費として規定されているものについては、本要綱第3項の徴収率等を準用する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。